主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人吉田助右衛門の上告趣意について。

検察官は公訴提起前の被疑者に対し、刑訴三九条三項により捜査のため必要があるときは弁護人との接見につき日時、場所及び時間を適当に指定することができ、もし検察官の右処分に不服があるときは刑訴四三〇条により救済を求めることができるのであるから、仮りに所論のように本件接見の指定が起訴の日と同日であつたとしても、この事だけをもつて直ちに被告人の防禦の準備をする権利を不当に制限したものと断することはできない。従つてこれを理由として被告人の検察官に対する供述が任意性、信憑力なきものとなしこれを証拠に採用した一審の手続の違法違憲をいう論旨はその前提を欠くもので採用できない。(被告人の一審第五回公判廷における供述によると所論検察官に対する供述は任意になされたものであることを認めるに充分である)。

所論中事実誤認をいう論旨は刑訴四〇五条の適法な上告理由に当らない。 また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。 よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年四月八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	池	田		克